

墨田区告示第502号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、本所地域プラザの指定管理者を次のとおり指定したので、墨田区地域プラザ条例（平成24年墨田区条例第48号）第18条の規定により告示する。

令和7年12月16日

墨田区長 山本亨

記

施設の名称	指定管理者		指定期間
	所在地	名称	
本所地域プラザ	東京都墨田区本所一丁目5番6号	一般社団法人地域プラザ B I G S H I P 代表理事 山中 みどり	令和8年4月1日から 令和11年3月31日 まで